

令和 5年5月1日

くすのき共済加入事業所 各位

西宮商工会議所

**【重要】西宮商工会議所 生命共済制度「くすのき共済」  
新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による  
「病気入院見舞金」のお取扱いについて**

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当所では生命共済制度「くすのき共済」加入者の方が新型コロナウイルス感染症と診断された際、宿泊施設等または自宅において療養を受けられた**重症化リスクの高い方**（※）に対し「みなし入院」として当所独自の給付制度である“病気入院見舞金”を支給しておりました。

ところが、新型コロナウイルス感染症の重症者の割合が減少し、軽症・無症状の方の割合が高まっている状況にあり、また、政府においても令和5年5月8日より、「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げるとの方針が決定されました。

こうした状況変化を踏まえ、西宮商工会議所 生命共済制度では新型コロナウイルス感染症による“病気入院見舞金”のお支払いの対象を、令和5年5月8日（月）以降、本来の「入院」に戻すことといたします。

「くすのき共済」ご加入の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

（※）「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」になります。

<参考>新型コロナウイルス感染症における病気入院見舞金の支給範囲

療養		診断日	
		令和4年9月26日以降	令和5年5月8日以降
入院された場合		支給対象	
みなし入院 (宿泊療養・自宅療養)	重症化リスクの高い方	支給対象	支給対象外
	上記以外の方	支給対象外	

**【お問合せ先】**

西宮商工会議所 共済担当

TEL：0798-33-1131